

広島県病院事業管理規程第一号

県立病院使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月二十二日

広島県病院事業管理者 浅 原 利 正

県立病院使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

県立病院使用料及び手数料条例施行規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（使用料等の額及び端数処理）  <b>第三条</b> 条例第二項ただし書の規定による診療料、食事療養料及び介護料の額、同条第二項の規定による食事療養料の額、条例第二条の二の規定による入院料の加算額並びに条例別表に規定する健康保険法第六十三条第二項第三号及び高齢者の医療の確保に関する法律第三号及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第三号の規定により厚生労働大臣が定める療養において厚生労働大臣が別に定める先進医療のうち管理者が定めるものに係る技術料、選定療養のうち初診及び再診に係る加算料、ケミカルピーリング料、生殖医療に関する処置のうち管理者が定めるものに係る技術料、生殖医療に関する検査のうち管理者が定めるものに係る技術料、生殖医療に関する保存のものに係る技術料、生種医療に関する保存のものに係る技術料、分べん料、母乳外来利用料、新生児介補料、遺伝子診療のうち管理者が定めるものに係る相談料、遺伝子診療に関する検査のうち管理者が定めるものに係る技術料、遺伝子診療に関する予防的処置のうち管理者が定めるものに係る技術料、レーザー治療料、委託試験検査手数料（広島県立総合技術研究所設置及び管理条例（平成十九年広島県条例第二号）別表に掲げる試験検査に相当する試験検査以外のものに係るものに限る。）、文書料並びにその他の使用料の額は、院長が、病院事業の管理者の承認を得て定める。</p> <p>2                      (略)</p>	<p>（使用料等の額及び端数処理）  <b>第三条</b> 条例第二項ただし書の規定による診療料、食事療養料及び介護料の額、同条第二項の規定による食事療養料の額、条例第二条の二の規定による入院料の加算額並びに条例別表に規定する健康保険法第六十三条第二項第三号及び高齢者の医療の確保に関する法律第三号及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第三号の規定により厚生労働大臣が定める療養において厚生労働大臣が別に定める先進医療のうち管理者が定めるものに係る技術料、選定療養のうち初診及び再診に係る加算料、ケミカルピーリング料、生殖医療に関する処置のうち管理者が定めるものに係る技術料、生殖医療に関する検査のうち管理者が定めるものに係る技術料、生殖医療に関する保存のものに係る技術料、生種医療に関する保存のものに係る技術料、分べん料、母乳外来利用料、新生児介補料、遺伝子診療のうち管理者が定めるものに係る相談料、遺伝子診療に関する検査のうち管理者が定めるものに係る技術料、遺伝子診療に関する予防的処置のうち管理者が定めるものに係る技術料、委託試験検査手数料（広島県立総合技術研究所設置及び管理条例（平成十九年広島県条例第二号）別表に掲げる試験検査に相当する試験検査以外のものに係るものに限る。）、文書料並びにその他の使用料の額は、院長が、病院事業の管理者の承認を得て定める。</p> <p>2                      (略)</p>

附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。